

**令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」
及び「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」
公募型プロポーザル企画提案要領**

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に変更や中止することがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予め御留意ください。

製造業を中心とする群馬県産業は大きな転換期に直面しており、新規事業の立ち上げやDX推進、社内制度刷新等、経営のバージョンアップ（刷新・強化・改善等）に取り組みたい企業も多い。こうした取り組みには、アイデアの実現をけん引できる経営者マインドをもった人材が必要だが、県内中小企業の多くは人材確保に課題を抱えています。

「ぐんまネクストジェネレーター」は、こうした企業に対して新規事業や課題解決、経営の担い手となる意欲ある若者をマッチングする事業です。若い世代が新しい風を吹き込むことで、企業のバージョンアップを後押しするものです。同時に、群馬県産業を活きた挑戦・実証のフィールドとして開くことで、群馬県から実現できる最短距離の成長機会を提供し、成長意欲のある若者を群馬県に呼び込みます。

事業開始から3年度目を迎える令和8年度は、本事業の自走化を見据えた取り組みをさらに前進させます。

については、委託事業者を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

【応募に当たっての留意事項】

「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」及び「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」については、それぞれが密接に連携して成り立っているため、委託事業者には、全ての事業を受託し実施していただきます。そのため、事業提案につきましては、「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」及び「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」の2事業について提出してください。事業者の選定は、それらを総合的に審査して行います。

1 提案事項

次の(1)～(2)の提案を行ってください。業務の詳細は別添仕様書を確認し、提案にあたっての留意点は別紙「提案にあたっての留意点」を確認してください。

(1) 令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」 仕様書1

(2) 令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」

仕様書2

2 予算額（委託上限額）

(1) 令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」

14,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」

4, 500千円（消費税及び地方消費税を含む）

- 委託上限額での契約を保証するものではありません。
- 応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- 消費税率は10%として見積書を作成してください。
- 採用された事業者におかれては、採用された企画提案に基づき、業務内容を県と協議・調整の上、再度見積書の提出をお願いすることになります。

3 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 応募資格

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。ただし、事業開始までに群馬県内において、有料職業紹介事業の許可を受けていることが見込まれる法人に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者でないこと。
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係をもつ者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) 複数の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ① 共同事業体を構成するすべての事業者（以下、「構成員」という。）が上記(1)～(9)の応募資格を満たすこと。ただし、(1) ただし書の要件については、構成員のうち1つの事業者が満たしていればよい。
 - ② 各事業者は、共同事業体の代表となる事業者（以下、「代表者」という。）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ③ 参加申込書提出以後、代表者及び構成員の変更は認めない。
 - ④ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委譲する旨が記載されている委任状を提出すること（提案書提出時）。
 - ⑤ 共同事業体の協定書の写し（任意様式）を提出すること（提案書提出時）。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑥ 単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員にはなれない。

⑦各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- (1) 参加申込 令和8年3月10日(火) 正午必着
- (2) 質問受付 令和8年3月10日(火) 正午必着
- (3) 応募期限 令和8年3月16日(月) 正午必着
- (4) 審査 令和8年3月16日(月)～18日(水)
- (5) 結果通知 令和8年3月18日(水) (予定)

6 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書を提出してください。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルに参加できません。

- (1) 提出期限 令和8年3月10日(火) 正午必着
- (2) 提出様式 「公募型プロポーザルに係る参加申込書」(様式1-1)
※共同事業体により参加する場合は、「公募型プロポーザルに係る参加申込書」(様式1-2)を使用してください。
- (3) 提出方法 電子メール
※メールの件名は「ぐんまネクストジェネレーター業務委託 プロポーザル参加申込」としてください。
- (4) 提出先 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁舎12F北フロア
群馬県産業経済部産業政策課産業戦略室新事業推進係
【電話】 027-898-3945
【メール】 sangyo@pref.gunma.lg.jp
- (5) 留意事項 提出後、受信の確認のため、必ず電話にてご連絡ください。

7 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から企画提案に係る質問を受け付けます。

- (1) 受付期限 令和8年3月10日(火) 正午必着
- (2) 質問様式 「公募型プロポーザルに係る質問書」(様式2)
- (3) 質問方法 電子メール
※メールの件名は「ぐんまネクストジェネレーター業務委託 プロポーザル質問事項」としてください。
- (4) 提出先 上記6(4)のとおり
- (5) 回答方法 質問者に個別で電子メールにて回答します。
ただし、内容によっては公平性を担保するため、回答内容を県HPに公表することがあります。
- (6) 留意事項 質問提出後、受信の確認のため、必ず電話にてご連絡ください。

8 応募手続

企画提案応募にあたっては、次のとおり、書類等を提出してください。

(1) 提出書類

- | | |
|--------------------------------|----|
| ①企画提案書表紙（様式3） | |
| ②企画提案書本体（任意様式） | ※1 |
| ③見積書（任意様式） | ※2 |
| ④委任状（様式4） | ※3 |
| ⑤協定書の写し（任意様式） | ※3 |
| ⑥個人情報管理体制が確認できる資料（様式5または任意様式） | ※4 |
| ⑦課税（免税）事業者届出書（様式6-1及び6-2） | ※4 |
| ⑧暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式7） | ※4 |
| ⑨パンフレット等、提案者の概要が分かる資料 | ※4 |
| ⑩定款（法人格を有しない場合、運営規約に該当するもの） | ※4 |
| ⑪法人登記簿謄本〔3カ月以内に発行のもの。コピー可〕 | ※4 |
| ⑫決算書〔直近1期分（半期決算の場合は2期分）〕 | ※4 |
| ⑬有料職業紹介の許可証の写し（申請中の場合は、申請書の写し） | ※5 |

※1 ②については、「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」、「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」のそれぞれについて作成してください。

※2 ③については、「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」、「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」のそれぞれについて作成してください。宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

※3 ④～⑤については、共同事業体として応募する場合に提出してください。

※4 ⑥～⑫については、共同事業体として応募する場合には、すべての構成員が提出してください。なお、⑦～⑫については、「物件等購入契約資格者名簿」の登載者は提出不要です。

※5 ⑬については、共同事業体として応募する場合には、構成員のうち許可を得ている事業者のみ提出してください。

(2) 提出方法

様式等の必要資料は県HPからダウンロードし、次のとおり提出してください。

①提出期限 令和8年3月16日(月)正午必着

②提出方法 電子メール

※メールの件名は「ぐんまネクストジェネレーター業務委託 プロポーザル企画提案」としてください。

③提出先 上記6(4)のとおり

④留意事項 ・提出後、受信の確認のため、必ず電話にてご連絡ください。
・添付ファイルが合計約7MBを超える場合、電子メールでは受信ができません。提出方法を別途ご案内しますので、ご相談ください。

(3) 応募書類の取扱

- 提出された書類は返却しません。なお、当該書類は、本業務の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。
- 提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(4) その他注意事項

- このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- 応募書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- 提案書や提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- 提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。

9 審査・選定

(1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査基準

企画提案された2業務のそれぞれについて以下を基準に審査します。

① ぐんまネクストジェネレーター運営事業

- ア 事業の趣旨・目的を深く理解し、提案内容が充実したものとなっているか。
- イ 業務の実施方法・内容等が実現できる体制が構築されているか。県内中小企業への効果的な周知・広報ルートや県内外の大学・教育機関、関係機関等との連携実績など具体的に記述すること。
- ウ 本事業の自走化に向けて取り組むことができるか。自走化に向けた連携先、取組み案について、具体的に記述すること。
- エ 群馬県産業の強みを活かし、多様な人材を巻き込み、地域に根ざした持続可能な「群馬モデル」となっているか。
- オ 事業費の見積額及び積算根拠が、社会通念上相当なものであるか。

② ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業

- ア 事業の趣旨・目的を深く理解し、提案内容が充実したものとなっているか。
- イ 業務の実施方法・内容等が実現できる体制が構築されているか。
- ウ 事業を効果的に運用するための連携（県内中小企業や県内外の大学・教育機関、関係機関等）があり、適切なフォロー体制を有しているか。
- エ 事業費の見積額及び積算根拠が、社会通念上相当なものであるか。

(3) 優先交渉提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を優先交渉提案者として

選定し、速やかに書面にて結果を通知します。

10 契約

上記9において選定された者を、本業務の委託契約候補者とします。企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に県との交渉で決定します。また、優先交渉提案者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

なお、委託により作成された成果品に関する全ての権利は群馬県に帰属します。

ぐんまネクストジェネレーター事業企画提案に係る留意点（1/2）

事業全般に係る留意点

- ・事業全体について、事業を進める中で「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的には行政からの財源等に頼らずに、事業が自走していくことを目指すため、これを踏まえ、地域に根ざして持続可能な事業スキームを提案すること。
- ・事業の実施効果を高める提案があれば、仕様書の内容に加えて自由に提案してください。

○ぐんまネクストジェネレーター運営事業

仕様書上の項目	仕様書上の具体的項目	特に留意すること
4(1)採用型プログラムの実施	①事業の広報周知・参加者の募集～③マッチング後伴走支援プログラムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県産業の強みを活かし、地域のコミュニティや関係機関等とも連携したオール群馬での支援内容を提案すること。 ・プログラム期間修了後の進路選択の支援については、採用型プログラムで就職した若者自身の選択を尊重することを前提に、群馬県内でリーダーとして活躍し続ける選択肢も提示する内容とすること。 ・職業紹介手数料等を徴収する場合、職業安定法等の法令等を遵守すること。 ・より具体的な企画提案(求人開拓先、求職者募集方法、マッチングフロー、フォロー体制等)を記載すること。 ・目標採用者数を提案書に記載すること。
4(2)トライアル型プログラムの実施	①学生チームの募集～③フィールドワークの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・参加した学生と県内企業や地域コミュニティとの関係性がプロジェクト期間だけのものに留まらず、長期的に継続し、修了後も独自に発展していくような事業として提案すること。 ・仕様書に記載された【想定される若者】に効果的にアプローチできるよう県内外の大学と連携する等の工夫を記載すること。 ・より具体的な企画提案(企業・学生募集方法、効果的なマッチング方法、期間中のフォローアップ体制等)を記載すること。 ・目標参加チーム数を提案書に記載すること。
4(3)プログラムの効果的な運用に資する各種活動の実施	①広報活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・若者に対する、効果的なアプローチ内容を提案すること。 ・より具体的な企画の提案(イについては動画内容や利用方法、ウについては出展先イベント候補 等)を記載すること。
	②機運醸成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の人材戦略、若者のキャリアパスのいずれにおいても、従来にない新しいモデルを示す事業であるため、イベント等参加者が本事業の趣旨を理解し、参加意欲が高まる内容を提案すること。 ・目標参加者数を提案書に記載すること。

ぐんまネクストジェネレーター事業企画提案に係る留意点（2 / 2）

○ぐんまネクストジェネレーター(交流・研修事業)

仕様書上の項目

特に留意すること

4（1） 経営者との交流会

- ・群馬県内の企業経営者の実像が県内外の意欲ある学生等に伝わる企画を提案すること。
- ・参加した若者が、群馬県企業と活動に対する関心が高まり、実際の行動につながる工夫や、より具体的な企画提案(登壇する経営者の候補、テーマ、アプローチ先大学、会場設定等)を記載すること。
- ・目標参加者数を提案書に記載してください。
- ・交流会参加者(学生)からの事業エントリー数の目標を提案書に記載してください。

4（2） 事前研修

- ・トライアル型プログラム等に参加する学生が、フィールドワーク先企業において、素早く・正確に課題を捉え、より深い解決方法等を提案できる実力を養成する研修内容を企画すること。
- ・より具体的な企画提案(研修カリキュラム、講師、会場等)があることを記載すること。
- ・目標参加者数を提案書に記載してください。